

飯山市産業新技術・新製品開発事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者等の経営強化を図るため、新技術又は新製品の開発を行う中小企業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者をいう。
- (2) 中小企業等 中小企業者又は中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、本市において商業登記簿上の本店又は支店の登録がされているもの（個人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市が備える住民基本台帳に登録されているもの）をいう。
- (3) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体であつて、その組合員の2分の1以上が市内に主たる事業所を有する中小企業者であるものをいう。
- (4) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、専門職大学、大学院、短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校をいう。
- (5) 公的研究開発支援機関 国、地方公共団体等が出資、協賛又は関与している団体であつて、技術的支援を行うものをいう。
- (6) 中小企業グループ 2以上の中小企業者で構成されたグループ又は中小企業者と大学等若しくは公的研究開発支援機関とで構成されたグループで、かつ、当該中小企業者の構成員の2分の1以上が市内に主たる事業所を有する中小企業者であるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（次項において「補助対象者」という。）は、中小企業等、中小企業団体又は中小企業グループであつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 現に市内において主たる事業所、工場又は研究機関を有する事業所等を設置し、開業していること。
 - (2) 事業継続の意思があること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象者から除くものとする。
- (1) 個人にあつては事業主、法人にあつては当該法人について、市税等に滞納があること。
 - (2) 飯山市暴力団排除条例（平成24年飯山市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者と関係を有すること。
 - (3) 過去にこの補助金の交付を受けたことがあること。

(4) この補助金を受けようとする事業について、国、県又は他の団体から補助金等の交付を受けていること又は受けようとしていること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるものであること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、新技術又は新製品の開発であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 新規の独創性や技術性があること。

(2) 事業計画が明確で、技術的に実現性があり、将来性や拡張性があること。

(3) 市場のニーズが高く、事業化の達成見通しが妥当であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 原材料又は副材料の購入に要する経費

(2) 機械装置（生産ラインで使用する生産設備、パソコン等の汎用性が高い機器及び取得価格が50万円以上の分析機械装置（測定、分析、解析、評価等を行う装置をいう。）を除く。）又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費

(3) 外注設計又は外注加工に要する経費（補助対象経費全体の2分の1を超えるものを除く。）

(4) 技術指導の受入れに要する経費

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めた経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、100万円を限度とする。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 規則第3条第1項の申請書は、飯山市産業新技術・新製品開発事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、同項の関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 産業新技術・新製品開発計画書（様式第2号）

(2) 産業新技術・新製品開発提案書（様式第3号）

(3) 収支計算書（様式第4号）

(4) 事業所等における定款

(5) 現在事項全部証明書

(6) 市税等に滞納がないことを証する書類（税情報の取得に同意する場合を除く。）

(7) 共同研究開発契約書の写し（中小企業グループに限る。）

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(審査)

第8条 前条の規定による申請の審査は、市長が別に定める審査会において行うものとする。

(交付決定)

第9条 規則第6条の規定による通知は、飯山市産業新技術・新製品開発事業補助金交付（不

交付) 決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項に規定する市長等の定める期日は、前項の規定による通知を受けた日から14日以内とする。

(交付申請の変更)

第11条 規則第11条の2第1項の補助事業等変更・中止(廃止)申請書は、飯山市産業新技術・新製品開発事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)によるものとし、同項ただし書に規定する軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金の額に変更を及ぼさない補助対象経費の配分の変更
- (2) 補助事業の成果に低下をもたらさない内容の細部の変更

(実績報告)

第12条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、飯山市産業新技術・新製品開発事業補助金実績報告書(様式第7号)によるものとし、同項の関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (2) 補助事業を実施したことを証する写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 規則第13条第1項の規定による補助金の額の確定の通知は、飯山市産業新技術・新製品開発事業補助金交付額確定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(交付請求)

第14条 規則第14条の3の補助金等交付請求書は、飯山市産業新技術・新製品開発事業補助金交付請求書(様式第9号)によるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(様式第 1 号) (第 7 条関係)

飯山市産業新技術・新製品開発事業補助金交付申請書

年 月 日

飯山市長 あて

申請者 住 所
名 称
代表者名 印
電 話

飯山市産業新技術・新製品開発事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

実施事業名	
補助事業に要する経費	円
補助金交付申請額	円
税情報の取得	この補助金の交付の審査に必要な範囲内で、税情報を職員が取得することに同意しますか。 <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない

(添付書類)

- (1) 産業新技術・新製品開発計画書 (様式第 2 号)
- (2) 産業新技術・新製品開発提案書 (様式第 3 号)
- (3) 収支計算書 (様式第 4 号)
- (4) 事業所等における定款
- (5) 現在事項全部証明書
- (6) 市税等に滞納がないことを証する書類 (上記税情報の取得に同意する場合は不要)
- (7) 共同研究開発契約書の写し (中小企業グループに限る。)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(様式第2号) (第7条関係)

産業新技術・新製品開発計画書

名称 _____

代表者名 _____

実施事業名	
事業の分類 (該当するところに○をつけてください)	(1) 機械、器具又は装置の省力化、高性能化又は自動化のための技術 (2) 新材料の開発利用技術 (3) 新製品の開発技術 (4) 生産、加工又は処理のための新技術 (5) 新システム又は新工法の開発技術
事業の目的※1	
開発の経緯、実績等※2	
事業の内容	別紙提案書にできるだけ詳細に記載
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで

※1 事業実施の目的を具体的に記入すること。

※2 事業申請時までの開発の経緯、実績等を記入すること。

(様式第3号) (第7条関係)

産業新技術・新製品開発提案書

実 施 事 業 名	
-----------	--

1 会社概要

名 称				
代 表 者 名				
資 本 金 ・ 出 資 金				
従 業 員 数				
所 在 地				
事 業 担 当 者 (所属・氏名・連絡先)				
業 種				
主な製造品目及び内容				
売 上 ・ 経 常 利 益 等 (単 位 : 万 円)	前年度の売上		前年度の 経常利益	
	本事業終了後の売上増加見込み額			

2 助成事業の詳細

事業の内容、方法等
(※図面等がある場合は、提案書に添付してください。)

--	--

- (1) 表やグラフ・図を添付して開発するものが分かるように記入すること。
- (2) 開発規模はできるだけ数値化すること。
- (3) 次の事項について、開発項目別に箇条書きにして記入すること。

ア 技術開発内容及び方法

どのような内容をもった技術開発をどのような方法で行うのか、技術開発項目別に記載するとともにどのような設備及び材料を使用して技術開発するのかを記入すること。

イ 開発規模

試作数量・反応容量等の規模・計画上の大きさ等、例えば反応の回数について記入すること。また、その規模で試作を必要とする理由を記入すること。

ウ 技術導入

技術を導入し、生産性等を向上させる場合は、生産量、作業時間等、現状と比較し記入すること。

期待される効果※1	
特徴（PRポイント）※2	

※1 期待される効果をどの程度製品の品質性能の向上となるのか、またどの程度の売上が見込めるか等できるだけ具体的数値によって記入すること。

※2 新製品の開発を行うのになぜこの研究が必要なのかなど、特徴（PRポイント）を技術開発のポイント等簡潔に記入すること。

3 事業の推進計画

実施スケジュール	(開始) 年 月 日 ~ (完了) 年 月 日

<p>実 施 体 制 (いずれかに○をして下さい。)</p>	<p>1. 自社開発</p> <p>2. 他社と共同開発 相手企業： 内 容：</p> <p>3. 大学又は研究機関との共同研究 相 手 先： 内 容：</p>
<p>外部委託（外注）予定 (いずれかに○をして下さい。)</p>	<p>1. 委託しない。 2. 委託する。 外部委託する理由：</p> <p>委 託 先：</p> <p>技術者名：</p> <p>内 容：</p>
<p>開 発 技 術 者 名 (所 属 ・ 氏 名)</p>	
<p>利用予定の研究機関</p>	<p>機 関 名：</p> <p>利用目的：</p>
<p>開 発 実 施 場 所 (いずれかに○をして下さい。)</p>	<p>1. 自社内で実施</p> <p>2. 他所で実施 実施場所： 連 絡 先：</p>

(様式第4号) (第7条関係)

収支計画書

名称 _____

代表者名 _____

総事業費 (A)		円		
補助対象経費 (B)				
補助金要望額 (C) $B \times 1/2$		円 (千円未満切り捨て)		
区分	科目	金額 (円)	積算内訳	
支出	対象経費※			
		小計 (B)		
	対象外経費			
		小計		
	総事業費 (A)			

※積算内訳欄に、それぞれの科目ごとの詳しい内容を記入すること。

(様式第5号) (第9条関係)

飯山市産業新技術・新製品開発事業補助金交付（不交付）決定通知書

飯山市指令 第 号
年 月 日

申請者 様

飯山市長 印

年 月 日付で申請のあった飯山市産業新技術・新製品開発事業補助金について、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

- 1 実施事業名 _____
- 2 交付の可否 可 ・ 不可
- 3 交付決定額 金 _____ 円
- 4 交付の条件
- 5 不可の理由
- 6 その他

(様式第6号) (第11条関係)

飯山市産業新技術・新製品開発事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

飯山市長 あて

申請者 住 所
名 称
代表者名 印
電 話

年 月 日付飯山市指令 第 号で交付の決定のあった補助事業について、申請内容を下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、承認してください。

記

実施事業名		
変更(中止・廃止)の年月日	年 月 日	
変更(中止・廃止)の理由		
変更の内容 (※変更の場合のみ)		
事業に要する経費 (税込)	変更前	変更後
	円	円
補助金交付申請額	変更前	変更後
	円	円

(様式第7号) (第12条関係)

飯山市産業新技術・新製品開発事業補助金実績報告書

年 月 日

飯山市長 あて

申請者 住 所
名 称
代表者名 印
電 話

年 月 日付飯山市指令 第 号で交付の決定のあった飯山市産業新技術・新製品開発事業補助金について、事業が完了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

実施事業名	
補助事業に要した経費	円
補助金交付決定額	円

(添付書類)

- (1) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (2) 補助事業を実施したことを証する写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(様式第8号) (第13条関係)

飯山市産業新技術・新製品開発事業補助金交付額確定通知書

飯山市達 第 号
年 月 日

様

飯山市長 印

年 月 日付で提出のあった飯山市産業新技術・新製品開発事業補助金実績報告書について審査した結果、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

実施事業名	
交付決定通知年月日	年 月 日
補助年度	年度
交付決定額	
交付確定額	
交付決定額と 交付確定額の差額	

(様式第9号) (第14条関係)

飯山市産業新技術・新製品開発事業補助金交付請求書

年 月 日

飯山市長 あて

申請者 住 所
名 称
代表者名 印
電 話

年 月 日付飯山市達 第 号で補助金の額の確定を受けた飯山市産業新技術・新製品開発事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	